

狭あい道路対策（地区計画）について

～持続可能で安全・安心な都市構造の構築～

道路は、通常時は歩行者・自動車の通行、緊急時及び災害時には、消防車などの緊急車両の通行、避難路、また、日照や通風等を確保する空間として、皆さんの生活に直結した重要な役割をはたしています。

「狭あい道路」とは？

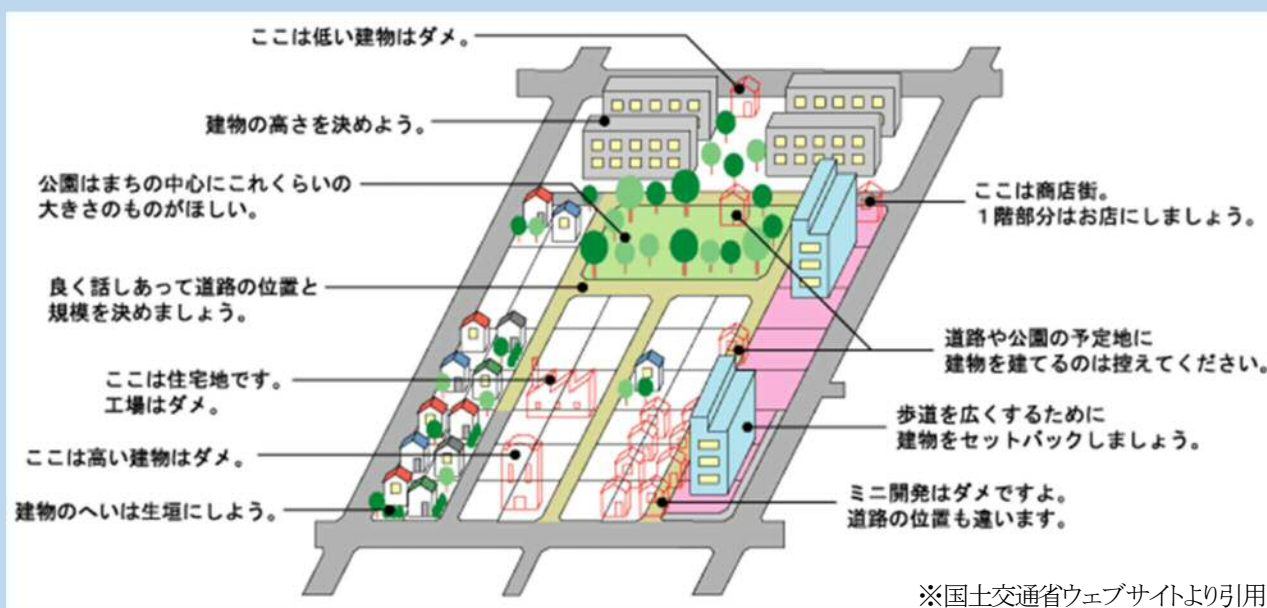
ここに言う「狭あい道路」とは、簡単に言うと「4 m未満の狭い道路」のことを言います。

- ・幅員4 m未満の一宮市管理の認定道路及び法定外道路

一宮市では、密集市街地における防災性の向上を図るため、地区計画制度の活用などにより、狭あい道路の改善を図ります。

「地区計画」とは？

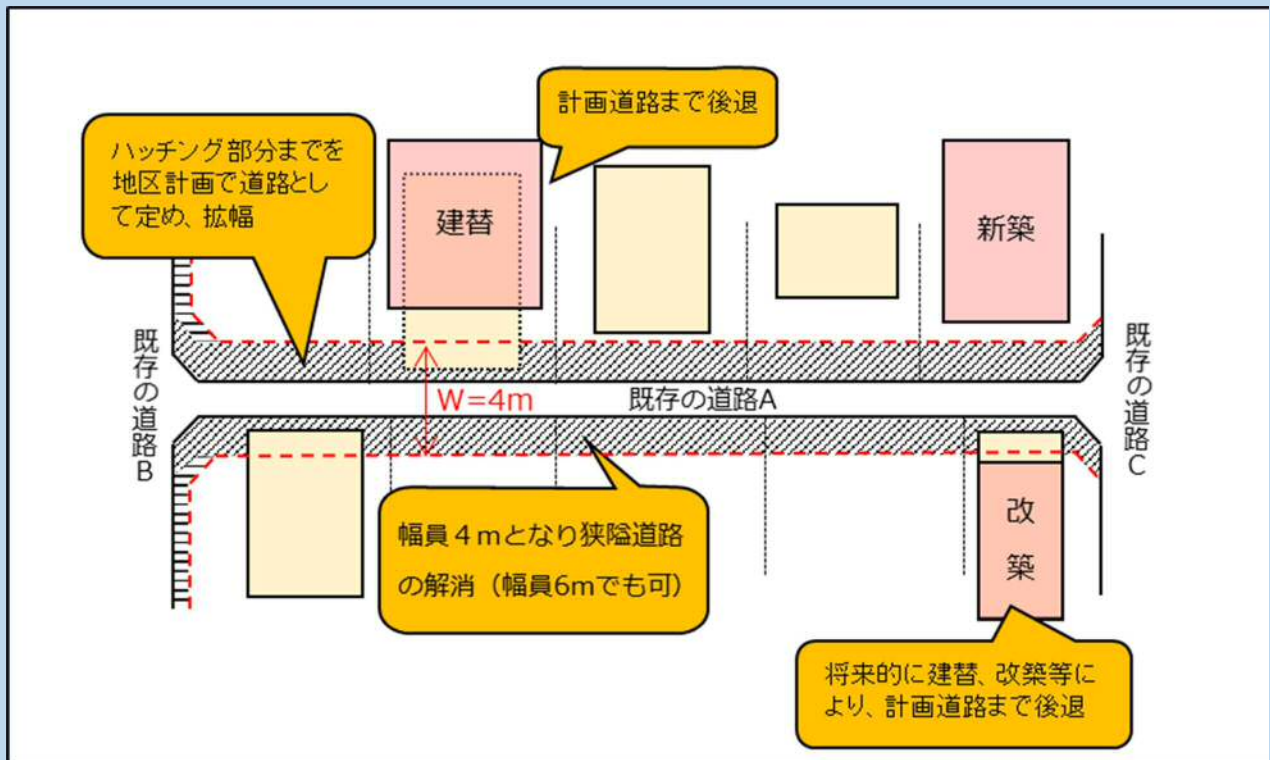
○身近な生活空間について、地域の皆さんが主体となり、建物の用途、高さ、色などの制限や、地区道路、公園などについて、「地区計画」としてきめ細かく定め、景観のすぐれた良いまちづくりをすすめることができる制度です。



●地区計画については、市ウェブサイト（ページID 1003137）をご覧ください。

この「地区計画」の制度を利用して、狭あい道路の解消を図ろうとするものです。

地区計画による狭あい道路解消のイメージ



地区計画の対象となる道路は？

- ・市が管理する道路、市が将来的に管理できる道路（拡幅後の幅員は、最低4m）

※幅員4mで整備が完了している路線を6mにすることも可能（周辺の道路幅員による）

※角切は、原則3m

※道路は、1スパン（道路から道路）単位とし、途中までの拡幅は不可

※既存の道路B、Cが狭あい道路の場合、B、Cについても、拡幅が必要

※都市計画法に基づく都市計画決定が必要

※建築基準法第42条第2項の該当は問わない

狭あい道路対策の「地区計画」が可能な条件

※地域の計画、意見等をまとめていただく代表者が必要です

- ・市街化区域内であること
- ・地区計画区域の面積が、0.1ha以上であること
- ・地形地物（道路や水路等）で囲まれた区域であること
- ・地区計画区域内における権利者数及び面積の同意が、それぞれ原則85%以上であること
(100%が望ましい)
- ・拡幅道路沿線の85%以上の方が用地買収に承諾していること（100%が望ましい）
- ・開発行為によるものは、対象外です
- ・個別案件によっては、別の条件が必要になることがあります

都市計画決定後の道路の整備方針について

- ・用地買収に承諾していただく書面が必要（用地買収承諾書）
- ・用地測量（分筆土地の境界確定）、分筆登記及び所有権移転登記、工事等を市で実施
- ・道路用地（分筆部分）は、市が買収
- ・工作物（塀、フェンス、樹木、水道メーター、埋設管、柵等）は、補償の対象
- ・家屋、小屋等については、補償の対象外

一宮市が地区計画の進め方等をサポートします。道路が狭くてお困りの方は、下記までお尋ねください。

【問合せ先】

一宮市 まちづくり部 都市計画課
都市計画・広域事業G
電話：0586-28-8632（直通）FAX：0586-73-9218